

2020年（令和2年）3月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

庁舎の管理及び秩序保持に係る個人情報を目的外に提供すること
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2020年（令和2年）2月14日付けで諮問（第1002号）された庁舎の管理
及び秩序保持に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴
う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、
次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、藤沢市役所本庁舎等（本庁舎，分庁舎）（以下「本庁舎等」という。）
において、器物損壊や落書き等のセキュリティ対策のため建物外部，外部出入
口，エレベーター等に，また，時間外，休日の侵入禁止場所への立入りを抑制
するため侵入禁止場所に防犯カメラを設置している。

また，刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき，捜査関係事項照会書に
より防犯カメラ画像データの目的外提供を依頼された場合において，目的外提
供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段
がないと管理責任者が判断したときは，本庁舎等敷地内で発生した窃盗，器物
損壊の捜査に限り，審議会に諮問の経緯を経なくとも包括的に目的外提供及び
本人通知の省略をすることができることについて，答申（第704号及び第8
71号）を受けている。

この度，2020年（令和2年）2月6日午後4時15分頃から午後4時4
5分頃までに，分庁舎敷地内に設置されたATMコーナーにおいて，詐取され

たキャッシュカードによる現金引き出し事件が発生し、その捜査を行う神奈川県藤沢警察署司法警察員から、捜査関係事項照会書により、防犯カメラの画像データの提供を求められた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は照会による報告の請求権を認めたものであるが、照会に応じなければならない拘束力はなく、本件は、包括的な取扱いを踏まえて規定したガイドラインによる目的外提供することができる事例に該当しないため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に防犯カメラ画像データを目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

分庁舎西側出入り口前の広場に設置された防犯カメラで撮影された、2020年（令和2年）2月6日午後4時15分から午後4時45分までの画像データ

なお、画像データの提供に当たっては、神奈川県藤沢警察署司法警察員による確認を経て、実施機関が必要と判断した部分のみを選択し提供することとする。

イ 引渡し方法

ハードディスクに記録された画像データをSDカードに保存し引き渡す。

なお、提供する際は、条例施行規則第11条に規定する、提供を受けるものが執る措置を遵守することを求める旨を記載した回答書を交付することとする。

ウ 目的外の提供先

神奈川県藤沢警察署司法警察員

エ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

オ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものだが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、公共の福祉を維持するための必要な捜査であることから、正当性及び公益性が認められる。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、分庁舎敷地内に設置されたATMコーナーにおいて、藤沢市職員を騙り詐取されたキャッシュカードによる現金引き出し事件が発生したが、被疑者は複数いる可能性があり、詐取した被疑者以外の目撃情報がないため、分庁舎に設置されている防犯カメラにその状況が記

録されている可能性があることから、確認をしたい、とのことである。

当該事故は、本庁舎等敷地内で発生したものであるため、再発の防止等迅速な対応が必要であり、より良い庁舎環境と安全確保を図るという本市の利益と合致すると考えられる。

また、近隣には事件現場周辺を撮影している防犯カメラが他にはないため、他の手段では代替することが困難なことから、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報、防犯カメラの画像データであり、当該画像データには不特定の者の画像が記録されている。当該画像データから個人を特定することは事実上困難であることから、特定不可能な者への本人通知は省略する。

また、仮に個人を特定することができた場合であっても、本人通知をすることによって、当該捜査の遂行に支障が生じると神奈川県藤沢警察署司法警察員に確認した場合は、本人通知を省略する。

(4) 目的外に提供する時期

2020年（令和2年）3月13日実施予定

(5) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書の写し
- イ 事件発生現場の位置関係図
- ウ 回答書（案）
- エ 藤沢市役所本庁舎等防犯カメラ運用基準
- オ 藤沢市役所本庁舎等防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン
- カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、分庁舎敷地内に設置されたATMコーナーにおいて、藤沢市職員を騙り詐取されたキャッシュカードによる現金引き出し事件が発生したが、被疑者は複数いる可能性があり、詐取した被疑者以外の目撃情報がないため、分庁舎に設置されている防犯カメラにその状況が記録されている可能性があることから、確認をしたい、とのことである。

当該事故は、本庁舎等敷地内で発生したものであるため、再発の防止等迅速な対応が必要であり、より良い庁舎環境と安全確保を図るという本市の利益と合致すると考えられる。また、近隣には事件現場周辺を撮影している防犯カメ

ラが他にはないため、他の手段では代替することが困難である。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報をも目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラの画像データであり、当該画像データには不特定の者の画像が記録されている。当該画像データから個人を特定することは事実上困難である。なお、仮に個人を特定することができた場合であっても、本人通知をすることによって、当該捜査の遂行に支障が生じると神奈川県藤沢警察署司法警察員に確認した場合は、本人通知を省略する。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上